

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度映像出力装置及び視聴覚設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

協和テクノロジズ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、映像出力装置及び視聴覚設備（以下、「当設備」という）が正常に動作するために、協和テクノロジズ株式会社に保守点検業務を委託するものである。

映像出力装置は令和2年度、視聴覚設備は令和3年度に構築しており、これまでも含め当設備の保守点検について、構築業者である協和テクノロジズ株式会社が請け負っている。

当設備の保守点検を行うには、構築業者独自の機器設定情報、システム構成など構築業者しか知り得ない知識や技術が必要であることから、当設備の機器設定情報及びシステム構成を熟知し、構築責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

危機管理室危機管理課（06-6208-9795）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度情報閲覧装置保守業務委託

2 契約の相手方

NECネットエスアイ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、情報閲覧装置が正常に動作するために、NECネットエスアイ株式会社に保守業務を委託するものである。

情報閲覧装置は、令和4年度に構築しており、これまでも含め保守について、構築業者であるNECネットエスアイ株式会社が請け負っている。

情報閲覧装置の保守を行うには、構築業者独自の機器設定情報、システム構成など構築業者しか知り得ない知識や技術が必要であることから、情報閲覧装置の機器設定情報及びシステム構成を熟知し、構築責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

危機管理室危機管理課（06-6208-9795）

随意契約理由書

- 1 案件名称
大阪市災害時市民向け情報提供システム運用保守業務委託
- 2 契約相手方
株式会社 ドーン
- 3 随意契約理由

大阪市災害時市民向け情報提供システム（以下、「本システム」という。）は、令和 3 年 4 月 1 日からユーザーに対してリリースし、運用を開始したところであるが、避難所等のデータベースは、受注者のデータセンターを利用する必要があり、本システムの使用にあたっては、常に最新の情報を市民に提供するため、開発業者が定期的にデータの更新を行う必要がある。

また、持続的な利用に向けたサーバー・データ管理、運用保守費用内での OS バージョンアップ、セキュリティ対応（ウィルス定義ファイル更新など）、防災・防犯対策、障害発生時の対応が必要となる。

本システムは、本システム開発と密接不可分の関係にあり、開発事業者以外の者に履行させた場合、不具合等が発生した時の責任が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上の理由により、本案件は本システムの開発事業者である株式会社ドーンに対し、随意契約を行うものである。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署
危機管理室危機管理課 （06-6208-7378）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市災害時市民向け情報提供システム改修業務委託

2 契約相手方

株式会社 ドーン

3 随意契約理由

大阪市災害時市民向け情報提供システム（以下、「本システム」という。）は、株式会社ドーンが開発し、本市が令和3年4月1日から運用を開始している。

今回改修する、Jアラート発報時には防災マップ上に国民保護緊急一時避難施設を表示し、大津波警報等の発表時には防災マップ上に津波避難ビルを表示する機能は、本システムのコンテンツをより充実させるため、株式会社ドーンが開発したアプリパッケージへの機能追加であるが、仮に他の事業者が機能開発し、運用後に障害等トラブルが発生した場合、その原因・責任の切り分けが不可能となる。

また、防災アプリの web 版については、情報セキュリティ上の「完全性」を担保するため、アプリ版データとの同期が必須となる。データの同期はアプリ版の運用保守業者である、株式会社ドーンのクラウドサーバ上で web 版を動作させ、アプリ版と同一のデータを利用することがシステム構成上、最も信頼性が高くなるが、仮に他の事業者が web 版のプログラム開発を行った場合、株式会社ドーン側のセキュリティ確保のため、同社のクラウドサーバに当該 web 版のプログラムは搭載できない。

従って、web 版のプログラムは他の事業者が提供するクラウドサーバで管理する必要があり、データ同期の仕組みを他の事業者と株式会社ドーンの双方で構築しなければならない。運用後に障害等トラブルが発生した場合、その原因・責任の切り分けが不可能となる。

以上の理由により、本業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、株式会社ドーンと特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

危機管理室危機管理課 (06-6208-7388)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市防災行政無線設備・システム保守業務委託

2 契約相手方

株式会社 国際電気

3 随意契約理由

本委託は、防災行政無線設備・システム(以下「当設備等」という)が正常に動作するために(株)国際電気に保守業務を委託するものである。

当設備等は、防災スピーカーにより災害情報を配信する設備の導入、無線のデジタル化対応、災害情報を一斉に配信できるシステムの導入等をこれまで順次実施し、現在は一体的に運用しているものであり、これらの導入等に関する設計・製作・施工・保守はすべて(株)国際電気が請け負っている。

当設備等の保守を行うには、製造者独自の機器仕様、システム構成及び設定情報など製造者しか知り得ない知識や技術が必要であることから、当設備等を熟知し、保守が実施できる唯一の業者である上記業者と随意契約を締結するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 履行期間

令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度同報系防災行政無線設備・システム改修業務委託

2 契約相手方

株式会社 国際電気

3 随意契約理由

本委託は、同報系防災行政無線設備・システム(以下「当設備等」という)の改修業務を(株)国際電気に委託するものである。

当設備等については、防災スピーカーにより災害情報を配信する設備の導入、無線のデジタル化対応、災害情報を一斉に配信できるシステムの導入等をこれまで順次実施し、現在は一体的なシステムとして運用しているものであり、これまでの設計・製作・施工・保守・付随する改修については、すべて(株)国際電気が請け負っている。

今回は、アナログ無線設備の延命対応等に伴い、当設備等を改修するものである。

当設備等の改修を行うには、製造者独自の機器仕様、システム構成及び設定情報など製造者しか知り得ない知識や技術が必要であることから、当設備等を熟知し、改修が実施できる唯一の業者である上記業者と随意契約を締結するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 履行期間

契約日 ～ 令和9年3月 31 日

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市防災情報システム改修業務委託

2 契約相手方

日本アイ・ビー・エム株式会社

3 随意契約理由

本業務は、気象庁が発表する防災気象情報の変更に伴い、防災情報システムが受信する電文データの構造が変更となるため、データ受信部分を含めた防災気象情報に紐づく各機能（職員参集機能、Xへの配信機能等）の改修作業を実施するものである。

当該システムの改修を行うには、当該システム開発事業者独自の仕様、構成及び設定情報など開発事業者しか知り得ない知識や技術が必要であることから、当システムを熟知し、改修が実施できる唯一の業者である上記業者と随意契約を締結するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

危機管理室 危機管理課 （電話番号 06-6208-9851）